

裁判官からみた

離婚事件における

債務名義作成・強制執行・保全の実務

— 養育費の回収、子の引渡しを中心に —

著 武藤 裕一（名古屋地方裁判所判事）

新日本法規

り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

- 6 申立人と相手方との間の別紙情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める。
- 7 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、(本件に関し、)本調停条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 調停費用は各自の負担とする。

3 請求内容ごとの条項作成上の留意点

ポイント

- ・強制執行開始のハードルが低くなるように文言を工夫
- ・給付金額の特定不足に注意

(1) 婚姻費用

ア 基本形

婚姻費用の支払を定める条項の基本形は、次のとおりです。

- 1 相手方は、申立人に対し、婚姻費用の分担として、月額○円を、令和○年○月から当事者の離婚又は別居の解消に至るまで、毎月末日限り、○銀行○支店の申立人名義の普通預金口座(口座番号○○○○○○○○)に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。
- 2 相手方は、申立人に対し、令和○年○月から令和○年○月までの未払婚姻費用として○円の支払義務があることを認め、これを、令和○年○月○日限り、○銀行○支店の「預り金 弁護士○○○○」名義の普通預金口座(口座番号○○○○○○○○)に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

イ 未払婚姻費用を分割払とする場合

未払婚姻費用を分割払とする場合の条項の記載例は、次のとおりです。

- 1 相手方は、申立人に対し、令和5年12月から令和6年3月までの未払婚姻費用として60万円の支払義務があることを認め、これを、令和6年4月から令和7年3月まで、毎月末日限り5万円ずつ分割して、○銀行○支店の申立人名義の普通預金口座（口座番号○○○○○○○）に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。
- 2 相手方が、前項の分割金の支払を怠り、その額が10万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、即時残金を支払う。

これに対し、次のような条項は、執行可能性に問題があります。

- 1 相手方は、申立人に対し、令和5年12月から令和6年3月までの未払婚姻費用として60万円の支払義務があることを認め、これを分割して、令和6年4月から令和7年3月まで、毎月末日限り、○銀行○支店の申立人名義の普通預金口座（口座番号○○○○○○○）に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

請求が確定期限の到来に係る場合において、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる（民執30①）ところ、上記条項には、各月の支払金額の記載がないことから、「60万円を、令和6年4月から令和7年3月まで、何らかの分割で支払う」という趣旨しか読み取ることができません。そうすると、極端なことをいえば、「令和6年4月から令和7年2月まで毎月末日限り1円ずつ、令和7年3月末日限り59万9989円を支払う」という分割方法の可能性もあるわけですから、結局、60万円全体として、令和7年3月末日までは確定期限が到来しないもの

とみるほかなく、請求権全体について強制執行の開始時期が後ろ倒しとなってしまいます。

なお、このような場合に、債権者から、「当該調停が成立した調停期日においては、債務者との間で、月額5万円ずつ分割して支払うことが合意されたものであるから、上記条項は、令和6年4月から令和7年3月まで毎月末日限り5万円ずつの分割払とみるべきである」などといった上申書が提出されることがありますが、債務名義に基づきいかなる給付請求権について強制執行が認められるかを解釈するための資料は、当該債務名義及び執行文に限られ（条解民事執行法139頁）、それ以外の資料（例えば、本案事件記録中の書類や当事者の説明等）に基づくことはできない（LP民事執行36頁）と解されていますので、上記のような上申書によって条項の意味内容を補完することは認められません。

分割払の条項を作成するに当たっては、分割方法を明記する必要があります。

また、未払婚姻費用に関し、次のような条項も、執行可能性に問題があります。

- 1 相手方は、申立人に対し、未払婚姻費用を含む解決金として200万円の支払義務があることを認め、これを、令和〇年〇月〇日限り、〇銀行〇支店の「預り金 弁護士〇〇〇〇」名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

婚姻費用について、給料債権等の差押禁止債権の範囲についての特例（民執152③）を適用するためには、当該請求権が民法760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務に係る債権（民執151の2①二）であることが、債務名義において一義的に定められていることを要する

ところ、「未払婚姻費用を含む解決金として200万円」との記載（このような記載は、婚姻費用分担調停と離婚調停が同時に成立する際になされがちです。）では、婚姻費用の額が不明であることから、上記特例を適用することはできません。

上記特例や、民事執行法151条の2所定の扶養義務等に係る定期金債権についての特例の適用を視野に入れる場合には、当該請求権が「婚姻費用」、「養育費」であることを、紛れなく記載する必要があります。

(2) 養育費

ア 基本形

養育費の支払を定める条項の基本形は、次のとおりです。

1 相手方は、申立人に対し、当事者間の長女○（令和○年○月○日生）、二女○（令和○年○月○日生）の養育費として、一人につき月額○円を、令和○年○月から同人らがそれぞれ満20歳に達する日の属する月まで、毎月末日限り、○銀行○支店の申立人名義の普通預金口座（口座番号○○○○○○）に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

イ 養育費の終期を大学卒業時とする場合

養育費の終期を大学卒業時とする場合の条項の記載例は、次のとおりです。

1 相手方は、申立人に対し、当事者間の長女○（令和○年○月○日生）の養育費として、月額○円を、令和○年○月から同人が満22歳に達した後最初に到来する3月まで（※子が3月生まれの場合、「満22歳に達する日の属する月まで」となります。）、毎月末日限り、○銀行○支店の申立人名義の普通預金口座（口座番号○○○○○○）に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

これに対し、次のような条項は、執行可能性に問題があります。

- 1 相手方は、申立人に対し、当事者間の長女○（令和○年○月○日生）の養育費として、月額○円を、令和○年○月から同人が満18歳に達した後最初に到来する3月（大学、短期大学、専門学校等の高等教育機関に進学した場合には、その卒業の月）まで、毎月末日限り、○銀行○支店の申立人名義の普通預金口座（口座番号○○○○○○○○）に振り込む方法により支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

上記条項は、いわゆる大学卒業までの養育費の支払を定めたものであり、一見すると債権者に有利な内容に見えます。しかし、基本的な終期を「満18歳に達した後最初に到来する3月」（高校卒業時）とした上で、「大学、短期大学、専門学校等の高等教育機関に進学した場合には、その卒業の月まで」終期を伸長する旨を定めていることからすると、上記条項に基づき、民事執行法151条の2所定の扶養義務等に係る定期金債権についての特例を適用して、確定期限が到来していない定期金債権について債権執行を開始する場合には、子が大学等に入学する前にあっては、子が満18歳に達した後最初に到来する3月分までしか請求債権として認められず、終期を「満20歳に達する日の属する月まで」と定める通常の条項よりも不利な部分があるといえます。

また、上記条項に基づき、子が大学等に入学した後に、入学月以降の養育費について強制執行を行う場合、子が大学等に入学した事実に係る事実到来執行文（民執27①）の付与が必要となり、煩瑣である上に、事実到来執行文等の謄本の債務者送達（民執29）を経ることで、債務者に強制執行を察知されてしまうリスクが生じます。

さらに、上記条項では、子が高校卒業後に受験浪人をした場合、浪人期間中は養育費を請求できません（上記のとおり、子が満18歳に達した後最初に到来する4月以降の養育費を執行するためには、事実到来

全ての情報提供書、先行する情報取得事件で提出した財産調査結果報告書及びその疎明資料)の提出をもって、今回申し立てる財産開示についての強制執行の不奏功見込みの疎明があったものと認められます(債権ホワイト下巻329頁)。

また、③財産開示手続が行われ、債務者が期日に出頭したが、十分な財産が判明しなかった場合にも、上記①、②と同様の取扱いを受けることができますが、この場合、再施制限の例外要件(後記4)を証明する必要があります。

なお、先行手続があるとしても、上記の要件を満たさない場合には、原則どおり、債務者の財産について通常行うべき調査を行った上で、上記(2)の財産調査結果報告書を提出する必要があります。

4 再施制限に抵触しないこと

ポイント

- ・ 財産開示には3年間の再施制限がある
- ・ 申立段階では、原則として、3年以内の財産開示期日実施を「知らない」旨を主張すれば足りる

債務者が申立ての日前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したものであるときは、原則として、財産開示手続を実施することができません(民執197③(再施制限))。

ただし、申立人において、①債務者が財産開示期日において一部の財産を開示しなかったこと(民執197③一)、②債務者が財産開示期日の後に新たに財産を取得したこと(民執197③二)、③財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したこと(民執197③三)のいずれか

の事由があることを証明すれば、例外的に、財産開示手続を実施することができます（民執197③ただし書）。

再施制限については、申立段階では、債務者が本件申立ての日前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したことを知らない旨を主張すれば足りる（債権ホワイト下巻358頁）のが原則ですが、執行裁判所は、当該裁判所において保管する記録の限度で、当該債務者に係る過去3年以内の財産開示期日における陳述の有無を調査しますので、その該当があった場合には、申立人は、再施制限の例外要件を主張立証しなければなりません。

なお、強制執行の不奏功見込みに関し、過去3年以内に財産開示手続が行われ債務者が期日に出頭したが十分な財産が判明しなかった旨を疎明する場合（前記3(3)③）には、申立当初から再施制限の例外要件を主張立証する必要があります。

再施制限を看過した実施決定は、執行抗告（民執197⑤）により取り消され得るものとなりますが、債務者から執行抗告の提起がなく執行抗告期間（裁判の告知を受けた日から1週間（民執10②））が経過すれば、当該瑕疵は治癒されるものと解されます。

5 実施決定

執行裁判所は、財産開示の申立てが要件を満たす場合には、実施決定を発令します（民執197①）。

実施決定は、債務者に送達しなければならず（民執197④）、債務者送達の日から1週間の執行抗告期間の経過（債務者から執行抗告の提起があった場合、抗告棄却）をもって、実施決定が確定します。

実施決定は、確定によりその効力を生じ（民執197⑥）、債務者に開示義務が発生します。

2 当事者（当事者目録につき、【記載例10】参照）

ポイント

- ・債務名義に表示された当事者と執行当事者との同一性を証明することを要する
- ・「つながり証明」が容易でないケースは少なくない

(1) 当事者の特定

債権執行の申立てに当たっては、債務名義に表示された当事者（原告／被告、申立人／相手方）と執行当事者（債権者／債務者）が同一人であることを証明する必要があります（債権ホワイト上巻68頁）。

そして、当事者は、通常、住所及び氏名によって特定される（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕』34頁（日本評論社、2018））ため、債務名義上の当事者の住所及び氏名と執行当事者の住所及び氏名とが一致している必要があるのが原則です。

(2) 債権者について

債権者については、代理人弁護士がついて申立てをする場合には、債務名義上の住所・氏名をそのまま当事者目録に記載すればよく、債務名義成立後に住所等の変更があったとしても、現住所等を記載しなくとも差し支えありません。なお、債権ホワイト上巻68頁には、債権者について、債務名義成立後、氏名、住所、商号、本店所在地等に変更があったときは、原則として現在のそれを記載し、債務名義とのつながり証明が必要である旨の記述がありますが、当該記述は、最新の資格証明書の提出を要する法人が債権者となる場合や、個人が弁護士に委任せずいわゆる本人申立てをする場合（現住所を送達場所として届け出る場合が多いです。）を念頭に置いたものであると考えられ、これと異なり、個人の債権者が、弁護士に委任して申立てをする場合

には、全て代理人弁護士が窓口となりますので、依頼者の現住所等を記載する必然性はないと考えられます（なお、この場合、委任状の住所も、債務名義上の住所と一致させる必要があります。）。

また、DVやストーカーなどの事情から、債務名義上、原告の住所が「住所秘匿」や「〇〇県以下不詳」等とされている場合があります。

このような場合、当事者の特定要素としての住所を欠き、住所によって執行当事者（債権者）との同一性を証明することができませんので、これに代わる特定要素として、本籍及び生年月日（なお、本籍は自由に設定できるものであり、生年月日についても、同姓同名・同一生年月日の人複数存在する可能性を否定できないことから、本籍、生年月日のいずれか片方のみでは、特定要素として不十分であると解されています。）の同一性により、執行当事者（債権者）との同一性を証明する必要があります（民事執行論点20頁）。

そして、債務名義に原告の住所に代わる本籍及び生年月日の併記がない場合には、本案裁判所に更正決定の申立てをして、本籍及び生年月日を併記する旨の更正決定を得る必要があります（債務名義に当事者の特定要素を欠くことは、「明白な誤り」（民訴257①、家事77①・269①）に当たり、更正決定が認められるものと解されます。）。

なお、本案事件において、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法133条に基づき、原告の住所、氏名の秘匿決定がされ、「代替住所A」、「代替氏名A」といった代替事項が定められた場合には、代替事項をその事件についての強制執行に関する手続において記載したときは、当該秘匿対象者の住所、氏名を記載したものとみなされます（民訴133⑤）ので、今後はこの秘匿制度の活用が考えられます。債務名義において原告等の住所が「住所秘匿」とされている場合の上記取扱いは、基本的には、上記改正法の施行日（令和5年2月20日）以前に作成された債務名義について問題となるものです。

(3) 債務者について

債務者については、債務者の住所等が管轄の基準地となること、差押命令を債務者に送達しなければならないこと（民執145③）などから、当事者目録には、その現住所を記載し、これが債務名義上の住所と異なる場合には、債務名義上の住所から現住所までの異動の経過を、住民票等の公文書によって証明する必要があります（債権ホワイト上巻41頁、民事執行論点9頁）。もとより、債務者について住所以外の「送達先」の指定は認められず、本案事件における送達場所を流用することもできません（条解民事執行法1282頁）。

また、債務者の氏名が債務名義上の氏名から変更している場合には、その変更経過を住民票、戸籍謄本等の公文書によって証明する必要があります。

こうした債務名義上の当事者特定事項と執行当事者の当事者特定事項とのつながりを証明することを、「つながり証明」といい、実務上、つながり証明に問題のあるケースは少なくありません。

(4) つながり証明に関する留意点

ア つながり証明に用いる公文書等の意義

当事者の同一性の認定をおろそかにすると他人の財産を差し押さえてしまうおそれがあることに鑑み、この点については高度の証明が求められますので、債務名義上の住所と現住所とのつながりは、原則として、住民票等の公文書によって証明する必要があります（民事執行論点18頁）。債務名義上の住所から現住所まで連続した住民登録地の異動経過が記載された住民票や戸籍附票を提出するのが一般的です。なお、情報取得手続において発令される情報提供命令（民執205～207）は、債務名義上の住所と現住所とのつながりを証明する公文書には当たらないと解されています（さんまエクスプレス第101回金法2134号59頁）。

債務名義上の住所が住民登録をしたことがない住所である場合な

【記載例15】 差押債権目録（預金債権の差押え）

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
 第三債務者 株式会社〇〇銀行
 代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

送達先

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
 株式会社〇〇銀行〇〇支店*1

差押債権目録

金〇円*2

債務者（氏名の振り仮名「コウノ タロウ」、平成〇年〇月〇日生、旧住所は別紙記載のとおり*3）が第三債務者株式会社〇〇銀行（〇〇支店扱い*1）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時*4までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。*5
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金

- (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号*6の若い順序による。
- なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付された番号の若い順序による。

別紙

債務者の旧住所

- ・北海道網走市台町2丁目2-1
- ・名古屋市中区三の丸1丁目7-1
- ・大阪市中央区大手前1丁目5-63

*1 預金口座の管理が本支店ごとに行われている実情に鑑み、差押債権の特定の見地から、原則として、取扱店舗となる支店（本店営業部を含みます。）の特定が必要です（いわゆる全店一括順位付け方式による預貯金債権の特定が不適法であることにつき最高裁平成23年9月20日決定（民集65・6・2710）、いわゆる預金額最大店舗指定方式による預貯金債権の特定が不適法であることにつき最高裁平成25年1月17日決定（判時2176・29）参照）が、いわゆるインターネット専業銀行、SBI新生銀行、SBJ銀行については、預金口座を本店が一元管理していることから、支店の特定は不要です（債権ホワイト上巻127頁）。

なお、第三債務者における差押えの処理が円滑迅速に行われるようにするため、支店の特定をした場合には、当該支店を第三債務者の送達先とするのが相当です。

近時、金融機関の支店の統廃合が相次いでいますので、支店名及び送達先については、金融機関に問い合わせるなどして慎重に確認する必要があります。また、執行裁判所の発令審査では、債権者が第三債務者の送達先とした支店住



新日本法規

